

山 青森県報

第千八百八十四号

平成十三年六月十八日(月曜日)

目次

公 告

○開発行為に関する工事の完了……………(建築住宅課) ……一

○建設業者の許可の取消し……………(土木事務所) ……一

○右 同……………(同) ……二

公 告

開発行為に関する工事の完了

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十三年六月十八日

青森県知事 木 村 守 男

開発区域(工区)に含まれる地域の名称 中津軽郡岩木町大字一町田字富岡一九二、一九三及び一九四の一から一九四の三まで	開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称) 岩 木 町
五所川原市大字野里字奥野九九の一、九九の三、一〇〇の一、一〇一、一六八、一六九及び一七〇の一	五所川原市字岩木町一二 ごしよがわら市農業協同組合

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十三年六月十八日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 商号又は名称 株式会社 住研
- 二 代表者の氏名 佐川 清之介
- 三 主たる営業所の所在地 むつ市小川町一丁目一五番八号
- 四 許可番号 青森県知事許可(般一〇)第一六三九五号
- 五 取消年月日 平成十三年五月一日
- 六 取消しに係る建設業の許可

五所川原市大字唐笠柳字藤巻七〇四の一及び七〇四の三から七〇四の二二まで	五所川原市字旭町二の三 有限会社橋商事不動産
南津軽郡田舎館村大字諏訪堂字川口七九の二及び七九の一四	南津軽郡田舎館村大字諏訪堂字川口七九の一 田澤 純弥
南津軽郡田舎館村大字田舎館字東田一四九の一及び一六〇の一 一四九の一先外(国有財産)	北津軽郡鶴田町大字鶴田字小泉二九一 株式会社みちのく
南津軽郡尾上町大字李平字西山崎四九の二、五〇の一及び五〇の三	南津軽郡尾上町大字李平字下安原一八の二 森山 博幸

建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十三年四月十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十三年六月十八日

青森県知事 木 村 守 男

一 商号又は名称 みちのく

二 氏名 有馬 龍夫

三 主たる営業所の所在地 むつ市仲町一六番一五号

四 許可番号 青森県知事許可(般一―二)第一七三五九号

五 取消年月日 平成十三年五月二十二日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十三年四月十六日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

発行所・発行人	青森市長島二丁目一番一号 青 森 県
印刷所・販売人	青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚三付十七円八十五銭